

# 賠償責任保険仕様書

サイバーリスク保険

独立行政法人国立高等専門学校機構

## 1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が業務を遂行するために行うコンピュータシステムの所有、使用、管理または情報メディアの提供にあたり、第三者から提起された賠償責任、並びに、機構が個人情報の管理を行うにあたり個人情報の漏洩に起因して、または漏洩のおそれが発生したことに起因して機構が負担する損害を補償する賠償責任保険の内容を定める。

## 2. 保険契約者及び被保険者

(1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構、および機構の教職員

## 3. 保険期間

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで1年間

## 4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約付帯）

## 5. 保険の種類

賠償責任保険（専門事業者賠償責任保険普通保険約款または業務過誤賠償責任保険約款）

## 6. 付帯する特約

① 訴訟対応費用担保特約

② 保険料不精算特約

③ 追加被保険者特約（機構の教職員）

④ 求償権放棄特約

（独立行政法人国立高等学校専門機構に勤務する教職員、および在籍する学生）

⑤ 保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）

なお、上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

## 7. 保険の対象

### (1) 賠償損害

① 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ

ア. 被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報（他人の情報には、機構の教職員に関する情報を含む）

イ. 被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報（他人の情報には、機構の教職員に関する情報を含む）

② 被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由

ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害

イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊

ウ. 他人の人格権侵害

エ. 他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。（ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた侵害に限る）

オ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

## (2) 費用損害

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る費用損害

○対象となる事故（情報セキュリティ事故）

ア. 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等

## 8. 損害の範囲

### (1) 賠償損害

- 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金
- 損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用
- 権利の保全および行使に必要な手続に要した費用
- 保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、保険会社へ協力するために要した費用
- 訴訟が提起された場合、訴訟に関する諸費用

### (2) 費用損害

- 事故対応時に要した通信費用、コールセンター会社への委託費用、ネットワークの切断費用等
- 事故の原因、もしくは被害範囲の調査、または証拠保全をするための費用
- 事故の状況説明、または謝罪の為の会見等に要した費用等
- 事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用
- 事故に関して外部の者をコンサルタントに起用した場合の費用
- 事故の被害を受けた方に対する謝罪の為の見舞金や見舞品の購入等に係る費用

※ 個人情報には、独立行政法人国立高等専門学校機構の教職員に関する情報を含む。

## 9. 保険金支払方法

賠償請求発生ベースでの支払いとする。

## 10. 保険の内容

### (1) 賠償責任

#### ① てん補限度額

1 事故・期間中 1 億円

#### ② 費用保険金

外枠払い

#### ③ 自己負担額

100,000円

#### ④ 保険料の精算

保険料の精算は、保険期間の中途および終期とも省略するものとする。

### (2) 費用損害

#### ① てん補限度額

1 事故・期間中 3,000万円

ただし、(1) の賠償責任保険のてん補限度額の外枠払い

② 自己負担額

100,000円

③ 縮小填補

なし(てん補割合100%)

④ 保険料の精算

保険料の精算は、保険期間の中途および終期とも省略するものとする。

11. 免責事項

上記以外は、賠償責任保険普通保険約款(総合賠償責任保険約款)、各特別約款と同内容。

12. その他の条件

ブローカー扱いとする。

13. 保険料算出条件

2025年3月期売上高: 17,357,942千円(内日本国外売上高: 398,089千円)

14. 過去の事故歴

過去3年間事故無し

15. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

**補足資料**

- ・リスク情報
- ・令和6年度損益計算書
- ・保険事故一覧